

民法改正で変わる!?

システム関連契約の実務

本年5月26日、民法（債権法）の改正法案が参議院本会議で可決・成立し、6月2日、公布されました（3年以内に施行）。

民法（債権法）の改正は基本法の改正ですから全ての取引に大きくかわるものですが、とりわけIT関連の取引実務に特化した場合においては、具体的にいかなる影響を及ぼすのかを十分に検討しておく必要があります。従来の契約書のままで、紛争の予防として問題はないでしょうか。

本セミナーでは、企業におけるエンジニアとしての経験をお持ちで、多くのIT関連取引に造詣が深い片山史英弁護士を講師にお迎えし、債権法改正の解説と実務への影響・留意点等を、過去の裁判例における争点にも照らし検討した上、具体的な契約条項への反映にまで及んでお話しいただきます。

皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

■開催日 平成29年9月26日（火）13時30分～16時30分 ※開場：13時10分

■場 所 日本消防会館 5階「大会議室」（東京都港区虎ノ門2-9-16）
電話 03-3503-1486 <http://www.nissho-jyouhou.jp/nissho-hall/accesmap.html>

■主 催 一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師 片山史英氏（虎ノ門南法律事務所 弁護士・弁理士）

■内 容

1. 改正の概要とポイント
2. システム関連契約の問題点と改正の影響
 - 開発契約：瑕疵担保責任の修正と債務不履行責任への収斂、完成前の報酬請求（一括請負契約の場合、多段階契約の場合）、請負契約と準委任契約（履行割合型、成果報酬型） 等
 - 保守契約：瑕疵、バージョンアップ、事業者の変更 等
 - ライセンス契約：「定型約款」規定との関係、瑕疵担保責任の考え方、OSSライセンス 等
 - その他の留意点
3. 従来の裁判例のような事案への影響～考え方の整理～
4. 質疑応答

※講師、内容、時間等、急遽変更される場合があります。

講師紹介：

東京大学理学部物理学卒業。東京大学大学院理学系研究科物理学専攻修士課程修了。東日本電信電話株式会社（開発部門）において大型システム（オペレータサービス用交換機）や中規模社内WebシステムのSE業務従事後、2008年弁護士登録、同年より虎ノ門南法律事務所に入所。主に知的財産、ITビジネスに関連する法律相談などを行う。

■定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料金 SOFTIC 賛助会員 4,320円（消費税込）

— 一般 7,560円（消費税込）

■問合せ／申込先


一般財団法人ソフトウェア情報センター セミナー担当

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14F

電話 03-3437-3071 Fax 03-3437-3398

ウェブ URL <http://www.softic.or.jp>

電子メール 2017-2@softic.or.jp

 お申込み：以下にご記入の上メールまたはファックスにてお送り頂くか、必須事項（1-7）をメール本文に記載の上、送信して下さい。折り返し、請求書をお送りします。

--- TO: メール 2017-2@softic.or.jp ファックス 03-3437-3398 ---

[フリガナ] 1.会社名：	[フリガナ] 2.お名前：
[フリガナ] 3.部署名：	役職：
4.ご住所：〒 —	5.E-Mail：
	6.TEL：
7.区分 ※ <input type="checkbox"/> にチェックを入れて下さい <input type="checkbox"/> SOFTIC 賛助会員（4,320円、税込） <input type="checkbox"/> 一般（7,560円、税込）	
備考：セミナーへのご希望、テーマに関するご質問等ご自由にご記入ください	

※本申し込みにより取得した個人情報は、当財団主催のセミナー、シンポジウムのご案内以外の利用及び第三者への提供はいたしません